

令和7年（フ）第2635号

愛知県瀬戸市はぎの台4丁目72番地
破産者 NKプロジェクト株式会社

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第2845号

愛知県津島市西愛宕町2丁目188番地18
破産者 株式会社NARUSE

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第3086号

名古屋市緑区鹿山3丁目1番地 鹿山グリーン
ハイツ1F-C、商業登記簿上の本店所在地
名古屋市長区鹿山3丁目1番地 鹿山グ
リーンハイツ1FD
破産者 有限会社アースマインド

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第819号

名古屋市港区入船1丁目7番8号
破産者 有限会社ポートインテリア

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1083号

愛知県春日井市梅ヶ坪町7番地 ドミール梅
ヶ坪103号
破産者 株式会社アイショウ

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第366号

岡山市北区平野622-23 WORKSPACE
平野201

- 破産者 合同会社Silver State
- 1 決定年月日 令和8年8月26日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年（フ）第93号

山口県岩国市室の木町五丁目10番33号
破産者 株式会社ラルブル

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

令和7年（フ）第130号

香川県高松市塩上町三丁目20番18号
破産者 株式会社エーピーシー

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（フ）第303号

新潟県新潟市中央区医学町通二番町11
破産者 株式会社Dusk

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和8年（フ）第96号

千葉県佐倉市臼井田2390番地8
破産者 馬場 亮汰

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和8年（フ）第323号

東京都羽村市富士見平一丁目18番地羽村団地
2-306
破産者 今野 佳浩

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第688号

東京都青梅市野上町3丁目10番地の1霞台第
2住宅19-106

- 破産者 宮本 美紀
- 1 決定年月日 令和8年8月27日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第812号

東京都羽村市富士見平一丁目9番地13エルグ
レイス102

- 破産者 早川 誠
- 1 決定年月日 令和8年8月27日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第896号

東京都小平市学園東町2丁目6番21-302号
破産者 小室可奈子

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1005号

東京都八王子市橋原町1036番地55
破産者 長江 満

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第989号

横浜市中区真砂町3丁目31番地アクティオー
レ7階2号室
破産者 株式会社メディテクノソリューションズ

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第335号

京都市伏見区桃山町本多上野35番地 メル
ディアキューブ桃山1307

- 破産者 村上 達也
- 1 決定年月日 令和8年8月27日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第367号

京都市北区新御霊口町269番地2
破産者 CHANTMEAL株式会社

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第56号

福岡県嘉麻市飯田166番地の3
破産者 有限会社ユーエスオート

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和8年（フ）第32号

秋田県能代市常盤字榎木岱34番地
破産者 桐越 浩志

- 1 決定年月日 令和8年8月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部